

誓 約 書

(あて先) 千葉市長

排出事業者 住 所  
電話番号  
氏 名  
(法人にあっては主たる  
事業所の所在地、名称  
及び代表者の氏名)

当事業所から排出する産業廃棄物の千葉市内への運搬又は千葉市内での処分を行うに当り次のとおり誓約します。

- 1 産業廃棄物の処理に当っては、中間処理又は最終処分に至るまで排出事業者としての責任を自覚し、収集・運搬業者及び中間処理業者又は最終処分業者を十分指導監督するとともに、問題が生じた場合は、貴職の指導に従います。
- 2 産業廃棄物の処理に当り、産業廃棄物管理責任者を置き、産業廃棄物管理票により適正に管理します。
- 3 産業廃棄物の処理に関し、帳簿を備え付け、5年間保存するとともに、帳簿の記載事項について報告を求められた場合は、速やかに報告書を提出します。
- 4 当事業所に対する現地調査には、進んで協力します。
- 5 千葉県内の排出事業場から排出される産業廃棄物を優先して処分するために処分業者から協力要請があった場合にはこれに従います。
- 6 万一処分を委託した産業廃棄物が不法投棄された場合は、自らの責任でその不法投棄物の撤去及び不法投棄地の原状回復を行います。
- 7 有害物質に係る溶出試験又は含有量試験の実施を求められた場合は、速やかに実施し、その分析証明書の写しを提出します。
- 8 市内処分等を行う期間内に、処理業の許可期限が到来する場合は、処理業の許可の更新の有無を確認します。

なお、処理業の許可の更新がなされていないときは、ただちに市内処分等を中止します。

- 9 その他市内処分等を行うに当って法令及び千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱を遵守し、産業廃棄物の適正処理に努めます。